

定 款

株式会社 野村総合研究所

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社野村総合研究所と称し、英文では Nomura Research Institute, Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 経済、金融・資本市場および企業に関する研究調査業務
- (2) 自然科学および産業上の諸技術に関する総合的な研究調査業務
- (3) 人文科学および経営上ならびに国および地方自治体等の政策についての諸問題に関する総合的な研究調査業務
- (4) 経営、各種事業および情報システム等に関するコンサルティング業務
- (5) 情報システム、コンピュータネットワークシステム、ソフトウェア、ハードウェアおよびデータベースの企画、設計、開発、販売、構築管理、保守および運用に関する業務
- (6) 前号に関する建築工事ならびにオフィス環境の設計、監理および施工
- (7) 情報提供サービス、情報処理サービスおよび情報通信サービス
- (8) コンピュータネットワークシステムを用いた通信販売業務および金融業務
- (9) 出版物および電子コンテンツ（電子媒体情報）の製作および販売
- (10) コンピュータソフトウェアおよびハードウェアの賃貸
- (11) 有価証券等に関する投資顧問業務
- (12) 前各号に関する教育研修業務
- (13) その他前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,722,500,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續ならびにこれらの手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(員数および選任)

第17条 当社の取締役は15名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名および取締役副会長若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約

に基づく賠償責任の限度額は、同法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。

(執行役員)

第 26 条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させる。

2. 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長 1 名を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数および選任)

第 27 条 当社の監査役は 5 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

(任 期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 31 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第36条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
2. 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
 3. 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当財産の除斥期間)

- 第37条 配当財産は、交付開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その交付の義務を免れる。
2. 未交付の配当財産には利息を付けない。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第1条 定款の第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を削除し第14条(電子提供措置等)を新設する変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)である2022年9月1日から効力を生ずる。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を開催日とする株主総会については、変更前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。
 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

沿革

1. 作成年月日

1965年12月8日

2. 改正年月日

1972年1月14日	1972年12月1日	1973年1月19日
1973年6月25日	1975年11月21日	1979年12月14日
1981年12月21日	1983年12月23日	1984年12月21日
1985年12月23日	1987年12月21日	1988年12月19日
1989年6月30日	1992年6月29日	1993年6月30日
1994年6月30日	1995年6月30日	1999年2月12日
1999年6月30日	2000年6月30日	2001年6月29日
2002年6月26日	2003年6月24日	2004年6月23日
2006年6月23日	2007年4月1日	2009年6月23日
2010年6月22日	2015年10月1日	2017年1月1日
2019年7月1日	2022年6月17日	